

免税手続き電子化対策セミナー資料

消費税免税制度改正について



一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

2019年11月



1. 制度改正に関わる動き

日本の免税制度は、2014年に対象品を「一般物品のみ」から「消耗品」にも拡大したのを皮切りに、毎年改正が行われている

2014年10月 消耗品(食料品、化粧品、医薬品など)を免税対象品目に追加

2015年 4月 SC・商店街で専用カウンターによる手続きを許可

2016年 5月 最低購入金額の引き下げ
購入者誓約書の電磁的記録による提供・保存の追加
免税対象物品を海外へ直送する場合の免税手続の簡素化

2017年10月 酒蔵における酒税免税制度の追加

2018年 7月 一般物品/消耗品の合算名税の追加

2019年 7月 臨時販売場での免税制度の追加

2020年4月 **免税手続きの電子化**



2. 概要

(1) 概要

免税手続の電子化の概要は以下のとおり

内容

購入記録情報の電磁的提出

時期

2020年4月1日

概要

- ・ 書面による購入記録票作成等の手続きが廃止され、購入記録情報を電子的に「電子情報処理組織」を通じて国税庁に提出する運用へ。
- ・ 届出が必要（2019年10月1日から）。
- ・ 2021年9月末までは経過措置あり。



2. 概要

(2) 背景

訪日外国人・免税店にとって、パスポートへ購入記録票を貼付けることは不評

現行では、

- 旅券に購入記録票の貼付け、
割印を受けることが免税販売の要件
- 外国人旅行者から
「パスポートが分厚くなった」
「パスポートが汚れる」
- 輸出物品販売場から
「手続に時間がかかる」
といった声が多数

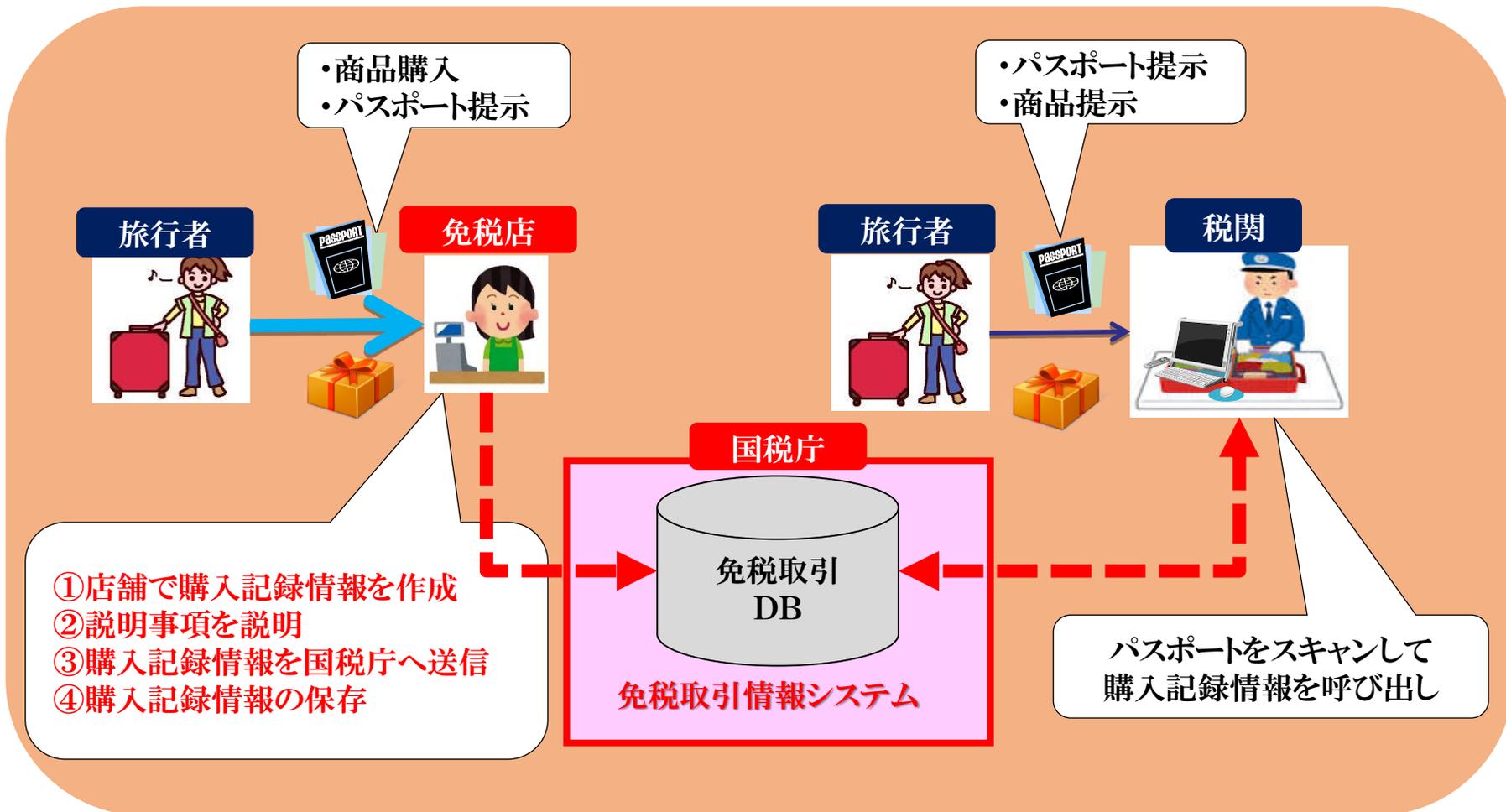
購入記録票がパスポートに
収まりきらないケース



2. 概要

(3) イメージ

免税手続の電子化後のフローイメージは以下のとおり





3. 電子化後の免税手続

(1) 国税庁へ提供する購入記録情報 概要

必要な項目に『識別符号』が追加、以外は原則として現行運用と同等

	項目	概要
1	旅券等情報	原則として現行運用と同様 ・氏名、国籍、生年月日、在留資格、 上陸年月日、旅券種別および番号
2	販売場情報	『識別符号』が新たに必要に 以外は原則として現行運用と同様 ・販売場・事業者名称、納税地、識別符号、手続委託型 の場合その区分、譲渡の年月日 等
3	物品情報	原則として現行運用と同様 ・各商品情報(品名、数量、単価など)、各商品の物品区 分(一般物品/消耗品) 等

3. 電子化後の免税手続

(2) 国税庁へ提供する購入記録情報 一覧

項目一覧には、現行にない任意項目が追加されている

項番	分類	項目名	必須区分	項番	分類	項目名	必須区分	項番	分類	項目名	必須区分
1	ヘッダ情報	送信者識別符号	○	18	販売場情報	販売場識別符号	○	36	物品情報（繰り返し項目）	物品明細	
2		送信者識別符号区分	○	19		手続委託型区分		37		物品一連番号	○
3		送信番号	○	20		手続委託型合算区分		38		物品区分	○
4		手続ID	○	21		販売場名称	○	39		品名	○
5		バージョン	○	22		販売場所在地	○	40		JANコード	
6	旅券等情報	氏名	○	23		事業者氏名名称	○	41		数量	○
7		国籍	○	24		事業者納税地	○	42		単位	
8		生年月日	○	25		譲渡年月日	○	43		単価	
9		在留資格	○	26		譲渡時刻		44		販売価額	○
10		上陸年月日	○	27		伝票番号		45		消費税軽減税率対象区分	○
11		旅券等種類	○	28		運送区分	○	46		酒税適用有無(物品)	○
12		旅券番号	△	29		運送事業者氏名名称	△	47	(酒税)品目分類	△	
13		許可書番号	△	30		一般物品合計額	○	48	(酒税)アルコール分		
14		出国区分		31		消耗品合計額	○	49	(酒税)税率	△	
15		出国予定日		32		酒税適用有無(全体)	○	50	(酒税)容器容量	△	
16		出国予定地		33		酒税免税対象販売合計額	△	51	(酒税)本数	△	
17		出国予定便		34		酒税免税対象酒類総本数	△				
			35	備考							

必須区分説明
 ○：入力が必要
 △：条件により必須



3. 電子化後の免税手続

(3) 購入者に対する説明

これまで誓約書でサインさせていたことと同等の事項を説明する必要

方法

- ① 口頭で説明
 - ② 説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付
 - ③ 説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示
- ※②または③の場合は、購入者に対し内容の確認を促すことが必要

説明事項

- A 購入物品を国外に持ち出す必要があること
- B 出国の際に税関にてパスポート等を提示する必要があること
- C その際に購入物品を所持していない場合、税額に相当する額を徴収されること



3. 電子化後の免税手続

(4) 購入記録情報の保存

これまでのように書面での保存も認められている

保存対象

提供した購入記録情報

保存期間

提供を行った日の属する課税期間の
末日の翌日から2月を経過した日から
7年間

保存方法

- ① 電子的保存
 - ② 書面で保存
- 整理され明瞭な状態で、免税店ごとに
保存されていることが必要



4. 電子化に対応するための事前準備

電子化に対応した免税販売を行うためには、4つの事前準備が必要
相応の時間を要する

STEP 1

購入記録情報の
提供方法の決定

自社送信か他社送信か決定

STEP 2

届出書の提出

販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を税務署に提出

STEP 3

識別符号の通知書
を受領

税務署より識別符号の通知書を受領

STEP 4

電子証明書の発行

国税庁送信専用の電子証明書（クライアント証明）の発行を受け送信機器にインストール

4. 電子化に対応するための事前準備

STEP 1 購入記録情報の提供方法の決定

① 自社送信

輸出物品販売場
を経営する事業者



自ら送信

免税販売管理
システム



免税店が自ら購入記録情報を送信する方法。

購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するためのソフトウェア・アプリケーションを用意する必要がある。

② 他社送信

輸出物品販売場
を経営する事業者 承認送信事業者



免税販売管理
システム



承認送信事業者の
システムと連携

承認送信事業者が送信

承認送信事業者を介して購入記録情報を送信する方法。

事前に承認送信事業者と契約する必要がある。



4. 電子化に対応するための事前準備

STEP 2 届出書の提出

免税店は「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の事前提出が必要。

注意点：STEP 1 で決定した送信方法によって記載内容が異なる。

自社送信の場合、電子メールアドレスを記載
(電子証明書の発行のため)

他社送信の場合、承認送信事業者の名称と識別符号を記載

第1号様式

輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書

和年 月 日	(フリガナ)	(〒 - -)
届出者	納税地	(電話番号 - - -)
	(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
	税務署長殿	法人番号
<small>下記のとおり、電子情報処理組織を使用して購入記録情報の提供を行いたいので、消費税法施行令第18条第6項の規定により届出します。</small>		
輸出物品販売場の所在地	(〒 - -)	(電話番号 - - -)
輸出物品販売場の名称		
許可等の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出物品販売場 <input type="checkbox"/> 臨時販売場を設置する事業者	
輸出物品販売場の開設年月日 <small>(臨時販売場を設ける事業者)</small>	平成	年 月 日
届出者が自ら購入記録情報の提供を行う場合	電子証明書の発行の要否	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合	承認送信事業者の識別符号	
承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合	承認送信事業者の氏名又は名称	
電子メールアドレス	<small>(フリガナ)</small> <small>電子メールアドレス (80文字以内)</small> <small>※電子証明書の発行が必要な場合に記載してください。</small>	
税理士名	印	
税理士印	(電話番号 - - -)	
整理番号	部門番号	番号確認
届出年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日

注意 税務署処理欄は、記載しないで下さい。

4. 電子化に対応するための事前準備

STEP 3 識別符号の通知書を受領

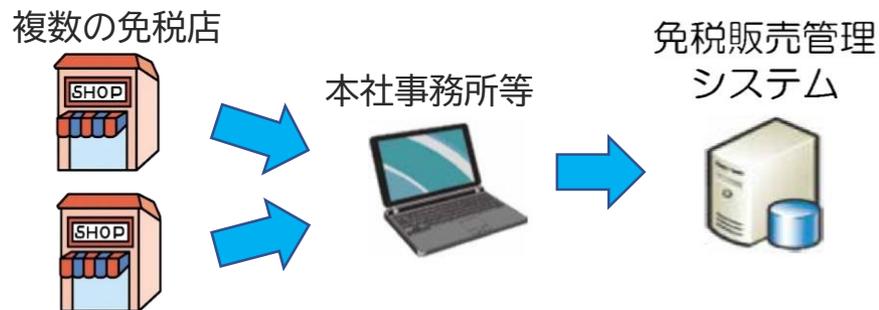
税務署から、輸出物品販売場ごとに識別符号（21桁の数字）が書面で通知される。

識別符号は、購入記録情報の項目の1つ。送信の際に必要となる。

STEP 4 電子証明書の発行

自社送信の場合、「国税庁認証局」サイトにアクセスしダウンロードのうえ、送信を行う機器にクライアント証明書インストールが必要。

複数店舗の購入記録情報を、1台の送信機器から送信することも可能。その場合、電子証明書は1台分で足りる。





5. 承認送信事業者とは

(1) 承認送信事業者とは

要件を満たし、免税店が行うべき購入記録情報の提供を代理することにつき、所轄の税務署長より承認を得た事業者

承認要件

- ① 現に国税の滞納がないこと
- ② 免税店との間で必要な情報を共有するための措置が講じられ、購入記録情報を電子情報処理組織を使用して適切に国税庁に提供できること
- ③ 輸出物品販売場の許可または承認免税手続事業者もしくは承認送信事業者の承認取消の日から3年を経過しない者でないこと
- ④ その他承認送信事業者として特に不相当と認められる事情がないこと

提供要件

- ① 免税店と承認事業者との間において、購入記録情報の提供に関する契約が締結されていること
- ② 承認送信事業者が購入記録情報を提供することにつき、免税店と必要な情報を共有するための措置が講じられていること

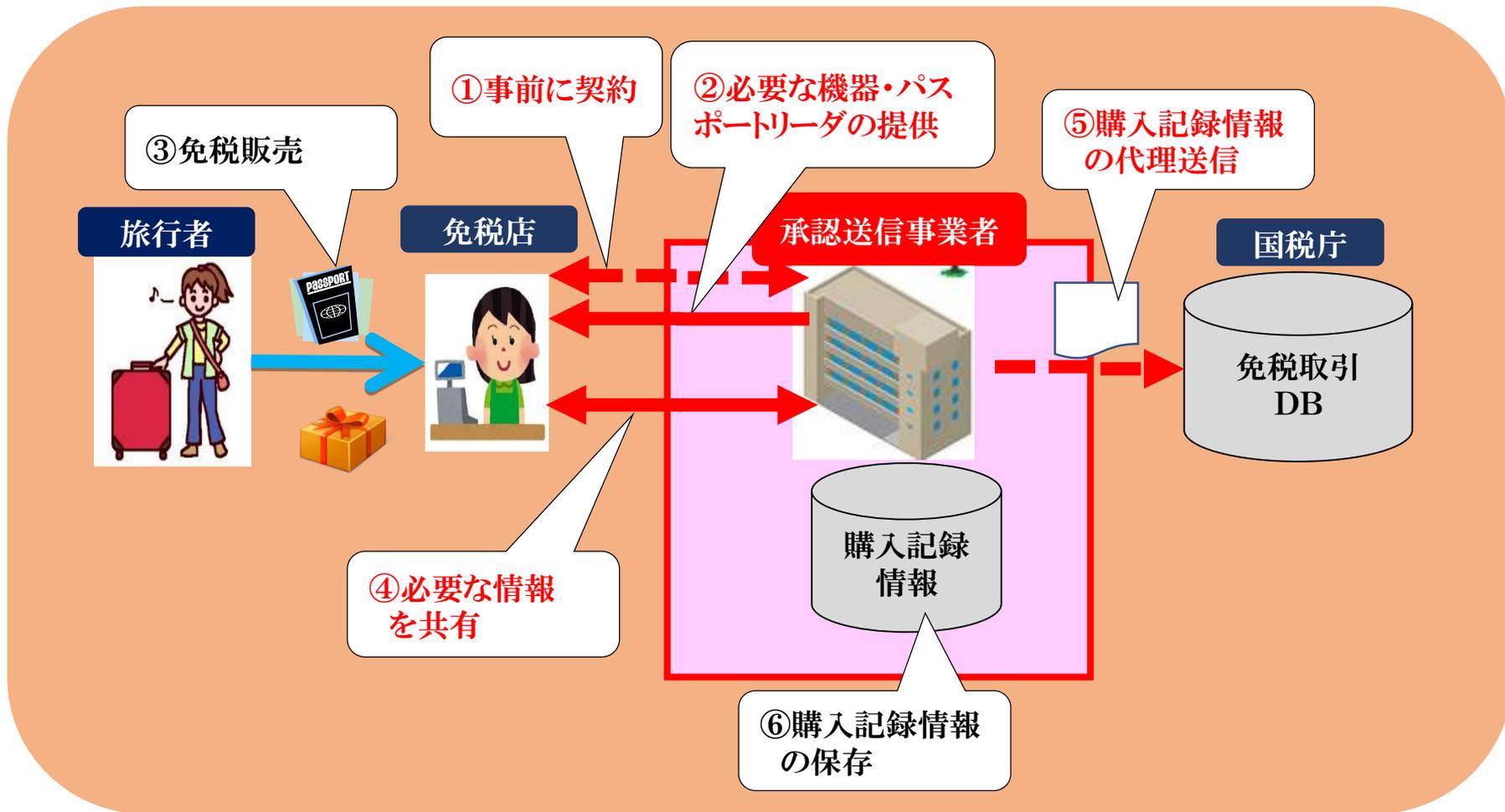
事業者一覧

観光庁の「免税販売手続の電子化 特設サイト」に掲出あり
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/denshika.html>

5. 承認送信事業者とは

(2) イメージ

他社送信とした場合のフローイメージは以下のとおり





5. 承認送信事業者とは

(3) 免税ソリューション提供事業者・承認送信事業者により提供されること
一定のコストがかかるものの、免税店が電子化に対応するハードルは下がる

* 提供の有無、内容は各事業者によります

メリット

- ① パスポートリーダーが提供されるので、国税庁への送信データの正確性が向上
- ② クライアント証明書のインストール（3年毎の更新）の手続きが不要
- ③ 国税庁所定のAPI仕様・インターフェース仕様・制度要件のチェック機能(*)の実装が不要
* 免税要件の確認およびその責任は免税店にあり、国税庁はデータ受信のみ
- ④ 購入記録情報の保存の仕組が提供されるので、法令に規定された保存要件（検索や画面表示、紙出力等）の実装が不要
- ⑤ 専業者として将来の制度改正に対応するので、システムの変更仕様の検討や改修・投資が不要

6. 免税の最新情報提供

免税制度の最新情報、ツール類の入手は下記サイトより可能
都内事業者は東京都の専用相談窓口、アドバイザー派遣も利用可能

免税店店支援総合情報サイト「免税店.jp」

①免税店支援の総合情報サイト「免税店.jp」 <http://taxfree.jp/>

- ・免税店申請・運営のノウハウ集
- ・よくある質問Q A集
- ・消耗品梱包資材・帳票類の販売
- ・免税販売時に役立つ店頭POP・ツールの提供
- ・最新の免税情報無料配信

②免税説明会・セミナーを全国で実施中

③地域活性化に取り組む地方の商店街の支援を実施中

免税店.jp
taxfree.jp
produced by JSTO



メールマガジン・
無料会員の登録はこちら



7. 最後に

- 電子化するにあたっては、所轄の税務署に届け出を行う必要があります。
- 届け出の後、電磁的提出に必要な「識別符号」が発行されますが、数週間程度時間がかかる可能性があります。
- 2020年4月の電子化開始にあたっては、2~3月は税務申告で税務署が混み合いますので、なるべく早めに届け出をお勧めします。
- 承認送信事業者をお探しの場合は、観光庁HPに事業者一覧が掲出されていますので参照ください。



Japan. Shopping!

Japan Shopping Tourism Organization

ジャパンショッピングツーリズム協会(略称:JSTO)

2013年設立、会長 田川博己(JTB会長)、事務局長 新津研一
日本の小売、観光、金融、情報、メディア、ITCなど170社の有力企業、
500店舗以上の小売店が参画。

日本唯一最大のショッピングツーリズム推進の非営利団体

- 1. 日本のショッピング情報、魅力を世界に発信するプロモーション事業**
- 2. インバウンドノウハウ提供など事業者支援事業を全国で展開。**

●連絡先:03-6435-9116 support@jsto.or.jp

●公式ウェブサイト http://www.jsto.or.jp